

週休2日交替制工事試行要領

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県土木部が発注する工事のうち、緊急性の高い工事、社会的要請や現場条件の制約等を受ける工事等、現場閉所が困難な工事や休日（土日、祝日）に作業が必要な工事において、技術者及び技能労働者が適切に休日を確保することにより、建設業の就労環境の改善を図り、中長期的な担い手の確保を目的としたものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 週休2日交替制工事

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。

なお、年末年始（12月29日～1月3日）6日間、夏季休暇（土日除く）3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など対象として取り扱うことが適切でない期間は含まない。

また、下請けの対象期間は下請けの技術者又は技能労働者が当該現場に従事した期間とする。

(3) 技術者及び技能労働者

技術者とは施工管理を行う者を、技能労働者とは建設現場の直接的な作業を行う者をいい、施工体制台帳に記載がある元請負人及び下請負人のうち、当該現場での勤務期間が14日以上（休日を含む）の者を対象とする。

(4) 4週8休以上

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。

(5) 休日率

対象者の休日の割合の合計を対象者数で除した値とし、次式により算出する。

$$\Sigma (\text{対象者の休日日数} \div \text{対象期間の日数}) \div \text{対象者数} \times 100$$

(対象工事)

第3条 土木部が発注する工事のうち、「週休2日確保工事試行要領」（平成30年7月12日施行）に定める発注者指定型又は受注者希望型としての発注が困難な工事とする。ただし、年間維持工事や冬期路面对策工事等特に緊急作業を要する工事、港湾工事（港湾局所管の海岸工事含む）、営繕工事及び対象期間が14日未満の工事は対象外とする。

2 発注者は、前項により週休2日交替制工事の対象とした工事は、設計図書に特記仕様書（別紙1）を添付して週休2日交替制工事であることを明示するものとする。

(実施方法)

第4条 受注者は、週休2日交替制工事を実施しようとする場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、前項の協議において、第3条第1項のただし書きに該当しないことを、相互に確認するものとする。
- 3 受注者は、週休2日交替制工事を実施する場合、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に記載した施工計画書を発注者に提出するものとする。
- 4 受注者は、週休2日交替制工事を実施する場合、工事看板等で週休2日交替制工事である旨を周知するものとする。
- 5 受注者は、工事途中で週休2日交替制工事の実施を取りやめる場合は、工事打合簿に理由を記載し通知するものとする。
- 6 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ休日率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報やKY活動日誌等、確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。
- 7 受注者は、「週休2日確保工事試行要領」（平成30年7月12日施行）に基づき、現場閉所による週休2日を確保する場合は、工事着手日までに発注者と協議し、「週休2日確保工事試行要領」に基づき実施できるものとする。この場合において、工事着手以降の週休2日交替制工事への変更は認めない。

（費用の計上）

第5条 週休2日交替制工事に取り組んだ工事については、変更請負契約において、以下のとおり、休日率に応じた補正係数をそれぞれの経費に乗じるものとする。

(1) 4週8休以上（休日率 28.5%以上）

労務費 1. 0 5

現場管理費率 1. 0 3

(2) 4週7休以上 4週8休未満（休日率 25.0%以上、28.5%未満）

労務費 1. 0 3

現場管理費率 1. 0 2

(3) 4週6休以上 4週7休未満（休日率 21.4%以上、25.0%未満）

労務費 1. 0 1

現場管理費率 1. 0 1

(4) 労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

（工事成績評定）

第6条 4週8休以上を達成した工事に限り、工事成績評定において考慮するものとする。

（入札公告）

第7条 週休2日交替制工事の試行にあたっては、入札公告において対象工事である旨を明示するものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則（令和5年8月31日付け5土（技）第288号）
この要領は、令和5年9月1日から施行する。

(別紙 1)

週休 2 日交替制工事の試行に関する特記仕様書

(対象)

第 1 条 本工事は、週休 2 日交替制工事試行要領（以下、「要領」という。）に基づく週休 2 日交替制工事の試行対象工事である。

(実施協議)

第 2 条 受注者は、週休 2 日交替制工事を実施する場合は、工事着手日までに、工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。

2 協議の結果、週休 2 日交替制工事を実施することとなった場合は、以下の各条により取り組むものとする。

3 受注者は、「週休 2 日確保工事試行要領」（平成30年 7 月12日施行）に基づき、現場閉所による週休 2 日を確保する場合は、工事着手日までに発注者と協議し、「週休 2 日確保工事試行要領」に基づき実施できるものとする。この場合において、工事着手以降の週休 2 日交替制工事への変更は認めない。

(実施方法)

第 3 条 受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に記載した施工計画書を提出しなければならない。

2 受注者は、週休 2 日交替制工事を実施する場合、工事看板等で週休 2 日交替制工事である旨を周知しなければならない。

3 受注者は、工事途中に週休 2 日交替制工事の実施を取りやめる場合は、工事打合せ簿に理由を記載し通知しなければならない。

4 受注者は、工事日報や K Y 活動日誌等、技術者及び技能労働者毎に週休 2 日を実施したことを確認できる資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

(費用の計上)

第 4 条 週休 2 日交替制工事に取り組んだ工事については、要領第 5 条に基づき設計変更を行い、週休 2 日交替制工事に係る費用を計上するものとする。

(その他)

第 5 条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(参考 工事看板の例)

